

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	全員協議会	会議の場所	全員協議会室
		担当職員	山崎 浩久
日 時	平成24年4月4日（水） 開議 午後 1時30分 閉議 午後 2時35分		
出 席 委 員	議員 24名 （竹田幸生議員、吉田千尋議員欠席）		
執行機関出席者	なし		
事務局出席者	今西局長、藤村次長、阿久根係長、三宅主任、八木主任、池永主査、山崎		
傍 聴	☒ ・否	市民 0名	報道関係者 1名

会 議 の 概 要

○ 議長 開議 午後1時30分～
 （事務局長より日程説明）

「亀岡市都市計画マスタープラン」改定原案（概要版）について

- ・ 4月10日全員協議会の資料の事前配付をする。
- ・ 4月2日から5月1日まで、市ではパブリックコメントを募集しており、ホームページに掲載している。また、原案はホームページに掲載している。

1 亀岡市暴力団排除条例について

<堤総務文教常任委員長>

ー総務文教常任委員会の審議概要の説明ー

- ・ 昨年11月に請願が提出され、12月議会で請願を採択、その後、総務文教常任委員会で数回審査をし、参考人（京都府警、亀岡市執行部、建設業協会、神職会等）からも意見聴取した。
- ・ 3月6日に条例の素案を確認し、各会派に配付させていただいた。
- ・ 23年4月施行の府の暴力団排除条例でカバーできないもの、特に公共事業、公共施設からの排除等について定めた。また、市や市民の責務を盛り込んだことは大きな意義があると思う。意見を聞かせてほしい。

<西口議員>

総務常任委員会で一番議論が深まった点は何か。

<堤委員長>

条例案7ページ第3節「公共工事からの暴力団排除」の項目で契約時に、暴力団が直接・間接を問わず、下請、孫請に入っているケースがある。この場合元請にも罰則がかかるもの。ただ契約金額が150万円以下のものには、適用されない。また神社・仏閣等で見られる露天商、青少年に暴力団がかかわる問題については、資料を確認してほしい。

<藤本議員>

亀岡市の場合、建築関係で暴力団関係者が関わることは少ないと聞いたが、亀岡市の暴力団の実態をお聞かせいただきたい。

<堤委員長>

委員会としては把握していない。

<湊議員>

- ①この条例案の土台はどこからでてきたのか。
- ②契約150万円未満は適用されないと説明されたが、150万円の根拠がわかりにくい。
- ② 暴力団が代表者の名前を変えて経営しているところもあるようである。それらを排除するための議論はどうであったのか。

<堤委員長>

その内容は、西村前委員長が協議をされてきた内容である。答弁を願う。

<西村議員>

事務局から回答させる。

<次長>

- ① 京都府警、亀岡警察署から出された。
- ② 委員会の中では150万円未満がどうかについて、多くの議論があったところである。京都府の条例で150万円未満と定めている。京都府が150万円以上なら契約書を徴すると定めており、契約書を徴するときに誓約書を徴としている。検察庁が条例を定めるときには京都府下は同じ扱いにしてほしいという指導をされている。それに準じて亀岡市でも150万円としている。
- ③ 第9条第5項に代表者だけではなく、その役員や使用人の中にも暴力団員に該当するものがない旨の誓約書を徴することになっている。それにより、牽制をすることができる。

<堤委員長>

条例の素案をつくるときには役所の力を借りなければ、議員だけでは難しい。

<福井議員>

条例を作成するなら、亀岡市の実態に即したものにすることが必要である。亀岡も篠に暴力団事務所があるとも聞く。この案の中に実態に即した内容はあるのか。

<局長>

条例を体系的に説明すると「暴力団の規制に関する法律」で暴力団のさまざまな行為の規制を行っている。その中で、さらに漏れるものを都道府県の暴排条例で規制をしている。さらに市町村により状況が違ふものということで、公の施設の使用、公共工事の参入についての規制を市町村の条例で行うことになっている。篠の事務所の話については新聞でも報道されたように京都府警がストップをかけたもの。根拠は京都府の条例の中に組事務所の文教施設等から範囲というものがあり、その規制にひっかかったものである。市で規制するのは主に公共施設での使用、公共工事からの排除である。一般的には規制しうる市としての対応ができる条例になっているという考え方をしている。

<西口議員>

一番大切なのは、抜け道をつくらないことであると考えます。この条例では、それが網羅できているのか。

<次長>

京都府の条例を受けて亀岡市自らが条例を作ることは、暴力団が公共工事にかかわったり、公共施設を使用したり、亀岡市の中で暴力団が活動することを排除しようという機運を市、市民自らが力をあわせて盛り上げようとする一環である。この条例をつくることで暴力団すべてを排除する意思表示になっている。

<堤委員長>

事務局でも調べているが、今回の条例は府下でも厳しい内容であることを御理解いただきたい。今回の条例を作ることは深い大きな意味があると考えます。後は御判断頂きたい。

<馬場議員>

- ① この条例そのものには意味があると思いますが、この条例はけしからんと政治結社が回っているようである。暴力団の隠れ蓑として政治結社を利用される手法がある。政治結社への規制はどうか。
- ② 府県を超えた暴力団の広域化に対しては、例えば連絡協議会を設ける等の対応は。

<堤委員長>

右翼や左翼への対応等はできていない。京都府で取り組む大きな課題であると考えます。我々としては、第1条の目的のために条例案をつくるというものである。

<齊藤総務文教常任副委員長>

条例をつくることにより、警察との連携も深まってくる。例えば暴力団組員関係者

とゴルフに行っても、その業者は見積もりに入れないという事例もある。この文書から見えない範囲でも縛りがかかっていると思う。

<眞継議員>

第5条第2項について、商売をしている人からすると暴力団員と思われる方が来られるとお断りするのは勇気がいる。これを責務と設定されているのはどうか。

<齊藤副委員長>

一般の方が暴力団を利用しないということである。条例は利用する側の方を対象としている。

<眞継議員>

条例案を見ると一方通行のように見えない。例えば、ある事業者が相手が暴力団であることが分かっている、その暴力団員に物を売ると、それを提供していた業者が不利益を受けることがあるのか。

<齊藤副委員長>

利益供与を受けていなければ、物を売ってもいいのではないかと考える。

<次長>

第5条については、京都府の条例も亀岡市の条例案も努力義務になっている。例えば、暴力団員の方が家族で生活されていて、自分の生活の中で家族で食事をする場合、ピザを頼んで食べるのは生活を保障する意味で規制はしていない。しかし、暴力団事務所に、暴力団としての活動するためにピザを頼むのは暴力団の活動として見られるので、事業者は提供しないようにするという内容になっている。

<堤委員長>

仮に暴力団員と称するものが毎日来られて、喫茶店に来られてお客に逃げられ、不利益を被った場合は、事業主は警察に相談するしかない。これを今回の条例でしぼることはできない。大きな意味では、市民も警察も行政も一緒になって暴力団を排除していこうというものである。ご理解を願いたい。

<眞継議員>

善良な事業者が今回の条例を制定したことで何かのペナルティを受けることがあってはかわいそうであると思ったところである。

<西村議員>

その点は委員会の中で議論があったところである。例えば暴力団員が自治会に入っていてコミュニティ活動をされている場合がある。この方を自治会活動から排除することは市民の権利もある。条例の趣旨を基本にして、個々に対応していくことが大切との議論もしてきた。

<木曾議長>

ただ今は、活発な議論をいただいた。また、総務文教常任委員会でも協議をしてき

たところである。議員が共通認識を持つことは非常に大切である。国の暴対法、府の条例、それにカバーできないものを亀岡市でカバーする内容である。大きな枠では国が暴力団を排除する暴対法の強化が求められている。今後は、この意見をもって総務文教常任委員会で議論いただき、議会運営委員会にかけ、承認いただいた後、パブリックコメントを行い、市民の意見を聞き、集計後、6月定例会に条例案を議会提案として出していく。

2 議会報告会について

＜菱田広報広聴特別委員長＞

前回と変更点はない。

1時間なら1時間で終わってしまうのではなく、より多くの意見を聞いていただく機会としたい。

[議長の指示により3会場に分かれて役割分担を決定し、木曾議長に報告。]

3 「亀岡市の公共交通」ワークショップ

＜小島公共交通対策特別委員長＞

本日は初の試みでワークショップとする。

3月議会中に趣旨説明、現状、資料もお渡ししたので、一定ご理解いただいた中で、進めていく。

亀岡市議会14期に公共交通の提言書を出されている。その流れをくんだ中で公共交通対策特別委員会は亀岡市の公共交通について15期議員の中で検討してきた。

平成24年度にアンケート調査の内容の検討、平成25年度にはアンケート調査、26年度には路線の決定、運行開始となる。当委員会では亀岡市の実情に合った公共交通のあり方を検討するに当たり、調査の対象者をはじめ、調査項目に至る内容までを執行部と同じ方向を向いて、議会からの提言をしつつ、アンケート内容の素案をまとめようとしている。

日頃市民から聞いているご要望や議員自身の意見・提案をワークショップで議論していただき、出された意見は特別委員会で議論し、整理をしたのち、議会の意見として取りまとめ、執行部と議論し、アンケートの素案づくりにつなげていく。ワークショップは3ブロックに分かれることとしたい。

＜西口議員＞

ブロック地区に限った議論になるのか。

<小島委員長>

広く意見を求めるために、亀岡市全域の議論としたい。

○閉会

全員協議会終了 午後2時35分